

国際会計基準審議会における中小規模企業向け会計基準検討状況

平成17年6月
中小企業庁

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）において、中小規模企業（SME）向けの会計基準（NPAs基準）の策定について検討が進められている。これまでの検討経緯及び今後の予定は以下のとおり。

2. これまでの検討経緯

平成15年9月

- ・IASB会議において、SME向け会計基準を設定することについての議論が行われ、肯定的意見が大勢を占めた。
- ・基準に盛り込むべき内容として挙げられたのは、開示及び表示の簡素化、認識及び測定の簡素化等。

平成16年6月～9月

- ・IASBが、SME向けの会計基準の策定に向け、「ディスカッション・ペーパー」を公表し、各国から意見募集を開始。
- ・「ディスカッション・ペーパー」の内容は、SME向け指針の必要性、目的、適用対象等の基本的事項。
- ・中小企業庁より「ディスカッション・ペーパー」に対する意見を提出（参考1）。

平成17年1月～3月

- ・IASBにおける会議で検討されたNPAs基準にかかる報告の概要は以下のとおり。

NPAs基準へのコミットメント

平成16年6月に公表したディスカッション・ペーパー「中小規模企業の会計基準に対する予備的見解」に対するパブリック・コメントの分析の結果、IASBがNPAs基準の設定に積極的に取り組むことの必要性を確認。

NPAs基準の適用対象

公的責任のない企業（Non-Publicly Accountable Entities）を適用対象とする。具体的には、暫定的に、財務諸表を外部の利用者（当該企業の事業に直接参加しない株主、現在又は将来の債権者及び信用格付機関）に提供している比較的規模の大きい中小企業者とする。またIASBが適用対象を限定することは極力避ける。

NPAs基準は極力簡素化したものとする

適用対象に関する詳細なガイダンスは示さず、会計基準設定主体の裁量に任せる。

認識と測定に関する簡素化の容認

表示と開示に加え、認識と測定についても、従来の議論における方針を改め、利用者のニーズ及び費用対効果を反映して国際財務報告基準（以下 I F R S と呼ぶ）と異なる取扱いを認める。

N P A E s 基準に規定がない場合の取扱い

認識及び測定に関する規定が、I F R S には存在するものの、N P A E s 基準には規定がないときには、I F R S の本則を必ず参照して会計処理を決めることを最優先とする。

N P A E s 基準の採用と I F R S の任意適用の関係

企業には、I F R S の規定をすべて適用するか、又は N P A E s 基準を適用するかの二者択一しか認めないこととする。

N P A E s 基準への準拠の明示

N P A E s 基準を採用している場合には、I F R S が適用されていない旨、財務諸表に明記する。

N P A E s 基準の体系

N P A E s 基準は、貸借対照表及び損益計算書の項目ごとに規定を編集し、それぞれの項目につき、I F R S との関連を明示する。

ワーキング・グループの拡大

現在組織されているアドバイザー・グループの構成を見直し、作成者やアナリストに加えて利用者をメンバーに加える。また、金融商品、保険契約及び包括利益の報告プロジェクトに設けられたワーキング・グループとの統一を図るため、アドバイザー・グループをワーキング・グループとする。

平成 1 7 年 4 月

・「ディスカッション・ペーパー」の回答者等に宛てて、主に認識及び測定の簡素化のあり方についての「質問票」を送付（参考 2 ）。

平成 1 7 年 6 月末

・「質問票」提出期限。

3 . 今後の予定

平成 1 7 年 9 月

・円卓会議の開催を予定。主として認識及び測定の簡素化のあり方について議論。

平成 1 8 年 3 月

・公開草案公表を予定（1 2 0 日間の公開期間）。

平成 1 9 年

・最終基準の完成を予定。